

食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令の一部を改正する省令案についての意見・情報の募集について

令和6年12月27日
農林水産省大臣官房新事業・食品産業部
環境省環境再生・資源循環局

この度、「食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令の一部を改正する省令案」について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

1 意見公募の趣旨・目的・背景

前年度の食品廃棄物等の発生量が100トン以上となっている食品関連事業者（以下「食品廃棄物等多量発生事業者」という。）は、毎年度、食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況に関して、主務省令で定める事項を報告しなければならないとされています（法第9条第1項及び施行令第4条）。食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令（平成19年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第3号。以下「定期報告省令」という。）第1条において、毎年度6月末日までに別記様式として定められる報告書を提出することが義務づけられております。

定期報告で報告しなければならない事項は、定期報告省令第2条第1号から第11号までに規定されており、具体的には、食品廃棄物等の発生量（同条第1号）や、食品循環資源の再生利用の実施量（同条第5号）等とされています。また、第2条第10号において、法第7条第1項に規定する判断の基準となるべき事項の遵守状況その他の食品循環資源の再生利用等の促進のために実施した取組についても報告することを規定しております。定期報告省令第1条において別記様式として定められる報告書（以下「報告書」という。）のうち、表14として、この判断の基準となるべき事項の遵守状況について記載することとされています。

このような中、食品関連事業者が取り組むべき措置の判断基準省令において、第3条第1項第5号、同条同項第7号、第8号、第10条第2項を新たに規定することから、報告書のうち、判断基準省令で定めた取組の遵守状況を記載する表14においてもその記載事項を見直す必要性があり、また、表16に、「未利用食品等を提供するための活動のために提供した食品の提供量」について記載する項目を追加することとすることとしました。さらには、表19において、「表18において「無」とした場合、その理由」を問う項目を追加することとしました。

このことについて、国民の皆様から広く意見を募集いたします。

2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

(1) e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリック・コメント」欄に掲載
(農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能)

(2) 農林水産省新事業・食品産業部外食・食文化課において配布

3 意見・情報の提出方法

(1) e-Gov の意見入力フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集中案件詳細画面」の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、**意見入力へ**のボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送の場合

以下担当まで送付してください。

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省新事業・食品産業部外食・食文化課食品リサイクル担当

4 意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。

電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。

提出に当たっては、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記して下さい。個人情報、必要に応じて、御意見の具体的な内容を確認させていただく場合などのために任意で記入をお願いするものです。

また、意見・情報の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。

5 意見・情報受付期間

令和6年12月27日～令和7年1月25日

（郵送の場合も締切日必着とします。）

6 公示資料

食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令の一部を改正する省令案